

□■受験対策ミニ講座 22号 2023□■（養成所ニュースプラス 27号）

いよいよ国家試験です。部屋を暖め、温かいものを食べ、暖かい布団に入って気持ちと体を休めましょう。体調を整えて、当日を迎えてください。

最終確認事項は、(1)最後まで決してあきらめない (2)「2つ選びなさい」を見落とさない (3)難解な問題に時間をかけすぎない、の3点です。

今回は、当日慌てないように「持ち物チェックリスト」を用意しました。少々長くなりますがご辛抱ください。万が一、鉛筆を忘れてもコンビニ等で買うことができますが、受験票は買えません。一度、今晚のうちに点検してみましょう。

Plus Quizは「相談援助の基盤と専門職」から正しいものを2つ選ぶ問題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかもあわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第30回問題91】社会福祉士及び介護福祉士法で定められている社会福祉士の業務と義務に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 社会福祉士でなければ社会福祉士の名称を用いて業務を行ってはならない。
2. 業務を行う上で主治医の指示を受けなければならない。
3. 5年ごとに更新のための研修を受けなければならない。
4. 秘密保持の義務は、社会福祉士でなくなった後においては適用されない。
5. 業務を行うに当たり、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・(33期生)住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(34期生)教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・社会福祉振興・試験センターより、新型コロナウイルス感染症の感染防止、また不正行為防止対策について情報公開がありました。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?p=6417>

- ・第35回国家試験は、令和5年2月5日（日）です。
試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>
- ・本養成所主催、「受験対策講座」はwebにて開催中です。

受験対策ガイダンス動画、オンデマンド動画（全19科目）の視聴が可能です。また、12月20日（火）より、国家試験直前対策講座（有料）の講義動画の視聴が開始となりました。是非ご活用ください。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

※国家試験直前対策講座（有料）については、受講確定者に対してご案内（受講確定通知）を郵便及びメールにて送付しています。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

■Plus Column

【最後の最後まであきらめない！！】

続くコロナ禍、今までよく耐え、よく頑張ってきました。試験準備に「完璧」はありませんが、今までやってきたことを存分に出し切ることで、今の自分を確かめ、前に進んでいくことができます。学びの道は続いていきます。

問題用紙が配られたら、肩や首、指を動かして、入りすぎている力をいったん抜きましょう。

試験必勝最大のポイントは、「最後まであきらめない誠実な姿勢」です。回答に迷うことがあっても、考え込まないことです。そもそもこの試験は、満点を取ることが求められていません。時間いっぱい使うことです。頼れるのは、ご自身で学んできた知識と倫理・価値、そして「常識的な考え方」です。

もし、午前中に難問や奇問があったとしてもあきらめることはありません。時間をかけず、とりあえずどこかにマークして次に進みましょう。合格を目指す皆さんは、最後の問題に辿り着くことが大事です。

昼休憩は1時間35分です。不安が増すだけです。ここでの情報交換は不要ですし、答え合わせもしないことです。周りの声は雑音でしかありません。会場でのおしゃべりは、感染予防の観点からも、極力避けるべきです。思わずスマホを手にしたいところですが、「受験の手引」には「試験会場では、携帯電話等の通信機器の使用を禁止」とあります。無意識な行動で疑われないように気を付けてください。

終わったことは横に置き、気持ちを切り替えます。会場内を3分間だけ歩いてきたり、チョコレートで糖分補給したり、新しいマスクに取り替えるというのも良いかもしれません。午後は事例問題も多く、きっと挽回できます。気を取り直して午後に向かいましょう。

最後まで「ジタバタすること」は、みっともないことなんかではなく、真面目に誠実に取り組んでいる証拠です。昼休憩は、愛用のまとめノートや問題集、参考書などを「パラパラ見」する時間にあててください。書き込みの赤字やマーカー、手垢で汚れたページが皆さんを後押ししてくれます。トイレ待ちの時間も参考書を「パラパラ見」する時間に活用できます。諦めることなく、存分に「ジタバタ」して、最後の最後まで全力を出し切ってください！！

【当日の持ち物チェックリスト】

(1)「受験の手引」に書かれているもの

受験票

HBの鉛筆（マークしやすいように先がとがりすぎているものを数本）

または シャープペンシル（念のため替え芯も。マークは鉛筆よりも時間がかかります。）

鉛筆削り（小型で削りカス入れ付きがおすすめです。）

プラスチック消しゴム（塗りつぶしたマークを消して汚れないか試しておきましょう。）

常時着用するマスク（そして予備用もお忘れなく。）

腕時計またはふたのない懐中時計（動いていますか）

上履き・靴袋（受験票に書かれている場合）

防寒対策用品（ひざかけ・重ね履き用靴下・座布団など）

ハンカチ、ポケットティッシュ（ウエットティッシュ含む）

昼食・飲み物

(2) 持って行った方が良いもの

交通経路のメモ (複数の経路を調べておきましょう。)

財布 (小銭も)・IC カード

めがね (コンタクトレンズの方も)

使ってきた参考書・問題集・整理ノートなど (新しいものは不要です。)

おやつ・のど飴

常備薬

使い捨てカイロ

ボールペン (事務手続き等で必要な場合に備えて)

【Plus Quiz・・・正答と解説】

社会福祉士及び介護福祉士法は、1987 (昭和 62) 年に制定され、2007 (平成 19) 年には、大幅な改正が行われています。この改正のポイントとしては、(1) 定義規定における「連携」が見直されたこと (2) 義務規定に「誠実義務」「資質の向上の責務」が追加されたこと等があげられます。

基本的な内容を抑えるとともに、多職種との関係性も確認しておきましょう。例えば、介護福祉士は、2012 (平成 24) 年 4 月から痰の吸引や経管栄養等の医療行為を医師の指示、看護師等の連携のもとで行えるようになりました。外国人介護福祉士は、EPA (経済連携協定) に基づき、2008 (平成 20) 年からインドネシア、フィリピン、その後、ベトナムからも受け入れています。そして、「出入国管理及び難民認定法」改正で、2017 (平成 29) 年から在留資格に介護が加えられました。

この科目の問題 91 は、社会福祉士及び介護福祉法からの出題が続いています。社会福祉士を目指す皆さんです。今までの学びを活かして、確実に 1 点を取っていきましょう。

1. ○第 48 条 (名称の使用制限) に規定されています。社会福祉士の名称使用は、社会福祉士登録簿に登録した後でなければなりません。

2. ×第 2 条 (定義) に医師等との連絡及び調整とありますが、主治医の指示を受けなければならないとは規定されていません。一方、精神保健福祉士には、精神保健福祉士法第 41 条 (連携等) に「精神保健福祉士は、その業務を行うに当たって精神障害者に主治の医師があるときは、その指導を受けなければならない。」とあります。

3. ×第 47 条の 2 で資質向上の責務に努めなければならないとありますが、更新制については規定されていません。なお、2012 (平成 24) 年度に創られた認定社会福祉士制度は、社会福祉士の任意上位資格で、5 年間の認定社会福祉士資格の更新制を設けています。

4. ×第 46 条 (秘密保持義務) に、社会福祉士でなくなった後においても正当な理由なくして知り得た人の秘密を漏らしてはならないとあります。

5. ○第 47 条 (連携) に規定されています。

■事務局一同、皆様のご健闘を心よりお祈りしています。あきらめずにやり抜きましょう！

■次回の配信は、2 月 17 日 (金) を予定しています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus